

合併浄化槽処理水の道路側溝への放流について

道路側溝は路面の雨水排水を目的とした施設であるため、一般家庭等から排出される生活排水を流すことはできません。ただし、公衆衛生の向上や河川等の水質保全を図る観点から、県が定める基準を満たす場合には例外として放流が認められることがあります。

側溝へ放流するためには、あらかじめ道路法第32条第1項の規定に基づく道路占用の申請が必要ですが、放流しようとする地域や浄化槽の規模、構造等について一定の基準を満たす場合にのみ許可を取ることが可能です。

具体的な内容については窓口でご相談ください。

1 放流可能な浄化槽

⇒住宅に設置される処理対象人員10人槽以下の小型合併処理浄化槽であること。

- ・「住宅」とは戸建ての専用住宅または店舗併用住宅のみが対象です。アパート等の集合住宅、店舗、事務所等は放流することはできません。
- ・小型合併処理浄化槽はし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下（日間平均値）の性能を有するものであること。

2 放流可能な地域

⇒下水道法第4条第1項に基づく事業計画の認可を受けた地域以外であって、側溝以外に流末を確保することが困難な地域であること。

- ・下水道事業者（市町村など）が下水道法に基づく認可を受けた地域には、下水道の整備計画があります。側溝以外の流末が確保できる見込みがあるため、そのような地域では側溝への放流はできません。なお、当面下水道整備の予定がない地域であるなど、一定の場合には例外的に放流が可能となる場合があります。
- ・公共下水道、農業集落排水施設等が整備済みの地域や、水路等で流末を確保できる場合には側溝への放流はできません。

3 放流可能な側溝

⇒流下能力に余裕があり、浄化槽処理水を受け入れても正常な路面排水を妨げない規模の側溝が前面道路に存していること。

- ・「側溝の流末が浸透式の井戸である地域」や「降雨時に異常冠水する地域」は、放流が不適切な地域となりますので、側溝への放流はできません。

※上記2、3については、側溝放流可能な地域を記載した図面を作成してあります。
管理担当の窓口でご確認ください。

4 排水管の接続方法

⇒放流のための排水管を道路側溝へ接続する方法は、別紙「側溝への接続方法」に定めるところによること。

- ・宅地内への最終柵の設置や、側溝との接続部の構造等について必要な事項を定めています。原則として、これに定める方法により設置をしなければなりません。地形などの状況により、この構造での設置が困難である場合にはご相談ください。
- ・官民境界付近にU型のコンクリート側溝が設置されている箇所のみが対象です。既存の側溝が暗渠である箇所や歩車道境界部に街渠構造で設置されている箇所においては、側溝への放流はできません。

5 下水道等への切り替え

⇒下水道等への放流が可能になった場合には、速やかに側溝への放流を廃止し、下水道等へ切り替えを行うこと。

- ・側溝への放流は、下水道など他の流末がない場合にやむを得ず認められるものです。公共下水道等の利用が可能になった地域においては、速やかに下水道等への切り替えを行い、排水管撤去などの原状回復工事及び許可の廃止が必要です。

6 その他

- ・道路占用の許可期間は最長5年間です。（令和4年8月現在）
期間満了後も引き続き排水管の利用を継続する場合には、許可更新の申請手続きが必要です。なお、上記5に基づき、下水道等の利用が可能になった地域においては許可の更新はできません。
期間満了後も更新手続きがされない物件については、撤去及び原状回復を命じることがあります。
- ・住宅の売買などにより占有許可を受けた後に排水管の所有者が変わる場合は、許可を受けた者を変更するための手続きが必要です。詳しくは窓口でお尋ねください。
- ・道路占用料は免除です。（令和4年8月現在）

問合せ先：埼玉県北本県土整備事務所 管理担当

電話：048-540-8205（直通）

所在地：北本市東間^{アズマ}3-143

JR高崎線 北本駅から徒歩約12分

側溝への接続方法

1. 合併処理浄化槽から直接側溝に接続しないでコンクリート柵を設けて放流すること。
2. コンクリート柵の流出側管底高は道路側溝に接続する地点の管底より、30 cm以上高くすること。
3. 道路側溝へ接続する位置の高さは側溝が満水で流れるときの影響を考慮して、側溝天端高より25 cm以内の位置で接続をすること。
4. 接続に際して、側溝コンクリートの取り壊しは上部から行い、管の接続後はコンクリートやモルタルを充填し、仕上げを行うこと。
5. 管を接続することによって強度が低下するため、側溝の背面にコンクリート(30×30×10 cm)で補強をすること。

図-1 コンクリート柵設置図

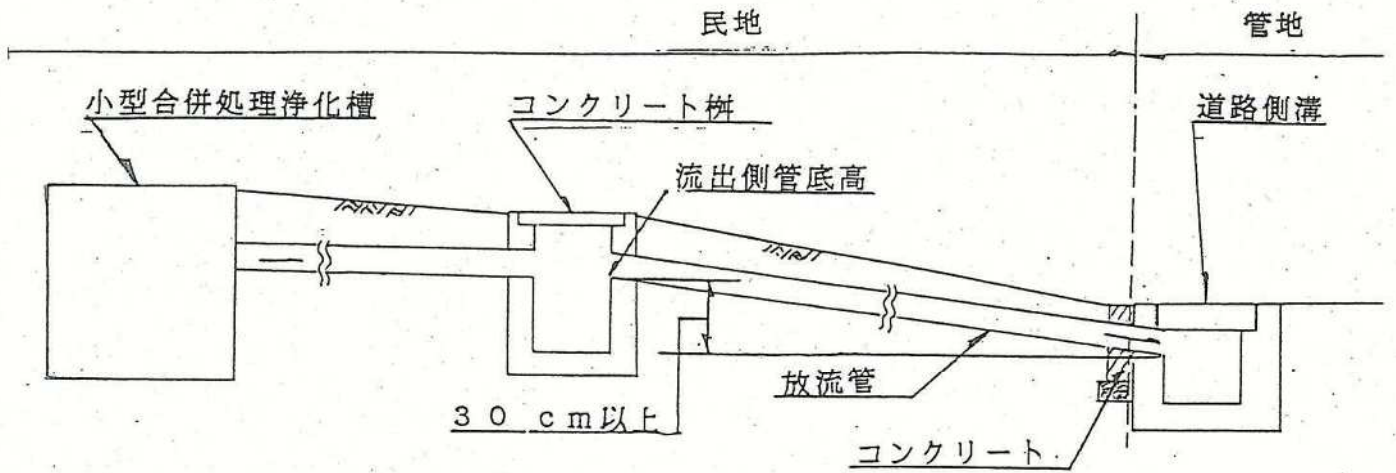
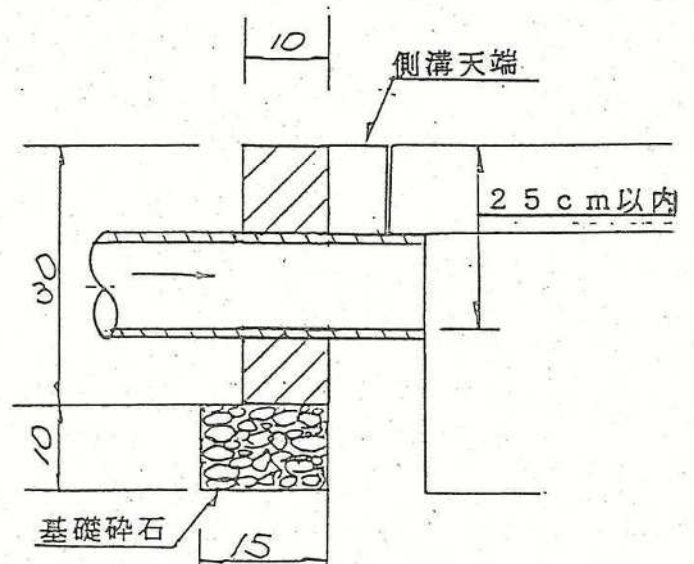
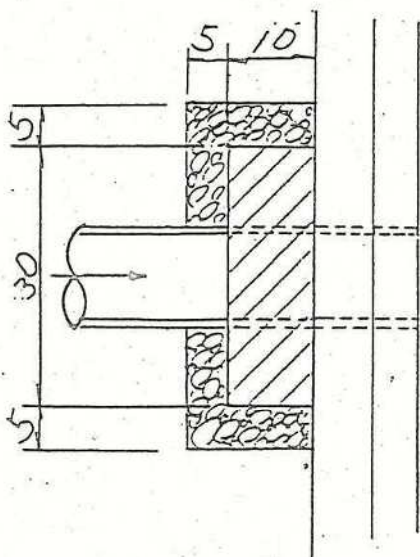


図-2 詳細図

平面図

寸法単位、センチメートル 断面図



【記載例】

道路占用許可申請書
協 議

新 規 更 新 変 更 指 令 北 整 第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県 北本 県土整備事務所長

提出日を記入 令和 X 年 XX 月 XX 日

提出日時点の
申請者の方の
住所・氏名を記入

〒 3XX - XXXX
住 所 ○○市○○X-X-XX-XX×
氏 名 ○○ ○○
担 当 者 ○○工務店 ○○ ○○
TEL (代理人の電話番号)
E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占有の目的	合併処理浄化槽処理水を道路側溝へ放流するため		
占有場所	路線名	県 道 (例) 鴻巣桶川さいたま 号 線	車 道 ・ 歩 道 ・ (その他)
	場 所	(例) 北本市東間3-143	地先から 地先まで
占有物件	名 称	規 模	数 量
	排水管	(例) VP φ100mm	1 箇所
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで	空欄	占有物件の構造 (例) VP φ100mm
工事の時期	年 月 許可 日から 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日まで	間	工事実施の方法 (例) 請負施工
道路の復旧方法	現況復旧 (側溝の接続部は補強)	添付書類	案内図(1/50,000) 平面図(1/500) 縦断面図(縦1/100 横1/1,000) 横断面図(1/100) 構造図(適宜) 保安図 浄化槽仕様書・適合書

記入要領

- 「許可申請 協 議」、「第32条」及び「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
 - 新 規 更 新 変 更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
 - 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
 - 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
 - 「占有の目的」欄には、占有物件を設置する理由を具体的に記載すること。
 - 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占有が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
 - 「占有物件」欄には、占有物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
 - 「占有物件の構造」欄には、占有物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。
 - 「工事の実施方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。
 - 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。
 - 「添付書類」の欄には、道路占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 各記入事項のうち、当該欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。
- ※ 更新許可申請の場合は、添付書類のうち縦断面図・横断面図・構造図を省略することができます。